

みる冒険推進事業 手でみる美術館マップデザイン設計委託業務 仕様書

業務名

みる冒険推進事業 手でみる美術館マップデザイン設計委託業務

1 業務の目的

令和5年9月1日に国の認定を受けた「愛媛県美術館を中核とする文化観光推進拠点計画」に基づき、視覚だけでなくあらゆる感覚を用いた美術鑑賞を推進する「みる冒険事業推進事業」の一環として、視触覚で館内をわかりやすく、空間を把握できる館内立体マップを作成するための設計を行う。

2 委託料

2,583,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

3 予定契約期間

契約締結の日から令和7年1月24日まで

4 業務内容

○視触覚による館内立体マップを作成するための設計を行う。

○館内立体マップを使ったワークショップを検討するワーキンググループ（年2回）に参加する。

【館内立体マップ設計に対する留意点】

- ・設置場所は本館エントランスとし、場所や大きさについては美術館ならびにワーキンググループで協議すること。（基本想定：H800×W2500×D1500 mm程度）
- ・現在の施設を理解しやすい形、大きさを考慮し、素材を工夫すること。
- ・あらゆる来館者（視覚障がい者、言語の異なる外国人）へ分かりやすい館内立体マップであること。
- ・日本語を主とし、英語表記（必要最小限）も用いること。
- ・来館者同士や、職員との対話が生まれる視触図のデザインであること。
- ・素材の特性を生かし、指で読む楽しさを伝える館内立体マップであること。
- ・制作にあたり、これまでに美術館の視触図の制作経験があり、その経験を生かした設計とすること。
- ・館内立体マップ制作に際しては、安全に触察できる素材、形態であること。また、長期の仕様に耐えうる材質や構造とし、設置方法も安全性に配慮したものとすること。
- ・触察によって傷みがでるものは補修可能な材質および設置とすること。
- ・制作経費は500万円程度を想定した設計とすること。

- ・美術館と制作段階から協議し、美術館の意見も取り入れること。
- ・ワーキンググループの意見を反映した設計とすること。

※但し、R7 年度以降の予算の状況によって、設計変更や施工実施ができない場合があります。

【成果品】

(1) 館内立体マップの設計図

館内立体マップの設計図（仕様書を含む。様式自由）

紙媒体と電子データ（加工が可能な状態。データ形式については要相談）で提出すること。

6 委託料の支払い

精算払を基本とする。

7 事業の実施に係る留意点

- (1) 受託者は、美術館と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 業務の進捗状況等を美術館の求めに応じて報告すること。
- (3) 委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。
- (4) デザイン、制作にあたっては美術館の施設の条件に適しており、かつ相応しいものとする。
- (5) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (6) 本業務によって作成される成果品の著作権等の取扱いは、次のとおりとすること。
 - ア 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、開発業者に帰属するものとする。
 - イ 受託者は、委託者が実施する本業務において、受託者の著作物を含む成果物の利用に関し、無償により全面的に許諾するものとする。
 - ウ 受託者は、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害等を主張された場合の一切の責任を負うものとする。
- (7) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- (8) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず美術館に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(9) この仕様書に定めのない事項であっても、美術館が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

8 納入場所

愛媛県美術館 学芸課

9 秘密保持

(1) 本業務に関し、本業務を受託した者（以下「受託者」という。）が美術館から受領または閲覧した資料等は、美術館の了解なく公表又は使用してはならない。

(2) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

10 再委託

(1) 本業務については原則として再委託を認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合について、美術館の承諾を得た場合はこの限りではない。その場合、事前に再委託の範囲及び再委託先を提示し承諾を得ること。

(2) 再委託先に問題が生じた場合は受託先の責任において解決するものとする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県美術館と協議のうえ処理するものとする。